

平成 18 年 3 月 15 日

各位

会 社 名 株式会社やすらぎ
代表者名 代表取締役社長 須 田 忠 雄
(コ - ド番号 8919 名証セントレックス)
問合せ先 主計部長 西 本 俊 彦
(TEL 0277-20-7400)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 3 月 15 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、下記のとおり平成 18 年 4 月 14 日開催予定の第 28 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、かつ有能な人材の確保を目的とし、当社ならびに当社子会社の役職員、顧問および社外協力者に対して、以下 2 に記載の発行要領に基づき新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 150,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使をしていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株の 100 分の 1 未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 発行する新株予約権の総数

1,500 個を上限とする。

なお、各新株予約権の行使により発行する株式数は 100 株とする。

また、発行する新株予約権の数は役職員、顧問および社外協力者 1 名に対して 100 個を上限とし、その配分に関しては取締役会に一任するものとする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込みをすべき金額（以下「行使価額」という。）は、新株予約権を発行する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（最終価格のない日も数える。）各日における名古屋証券取引所の当社普通株式の最終価格の平均値（最終価格のない日数を除き、1円未満の端数は切上げる。）とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式における「時価」は、調整後払込価額を適用する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所の当社普通株式の最終価格の平均値の金額とし、1円未満の端数は切り上げる。また、「既発行株式数」とは、株式割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後払込価額を適用する日の1ヶ月前の日における発行済み株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読みかえるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年5月1日から平成20年4月30日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

権利行使時においても当社ならびに当社子会社の役職員、顧問または社外協力者であること。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任ならびに従業員の定年退職の場合は、権利行使期間の開始日から1年以内（ただし、前記(5)

の権利行使期間の範囲内とする)に限り権利行使を認める。また、関連会社ならびに当社子会社の子会社、関連会社へ転籍する場合は、当該転籍先に在職している限り権利行使を認める。

新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議及び今後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却

新株予約権の割当を受けた者が(6)による権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権は無償で消却する。

(8) 新株予約権の譲渡制度

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(9) 株式交換および株式移転時の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。

承継された新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

以上